

要求水準書(案) 令和2年10月29日公表時点からの主な変更点

	修正前(令和2年10月29日公表時点)	修正後(令和2年12月9日公表時点)
P.45-46 第3-3(3)ア、 イ	<p>ア これまで市が行ってきた<u>浄水処理過程</u>における原水、<u>浄水の水質データ</u>(平成19年度～令和元年度)^{※③}を<u>参考として</u>、<u>同等以上の水質管理を行うこと。</u></p> <p>イ <u>工業用水道事業法施行令(昭和33年政令第291号)</u>に示された項目、頻度、方法によって、水質を測定し、その結果を記録するとともに、年に1回、市へ報告すること。</p>	<p>ア これまで市が行ってきた処理過程における原水、供給水の水質データ「大阪市水道局水質試験所調査研究ならびに試験成績(平成19年度～令和元年度)」^{※③}と同等以上の項目、頻度、方法によって、水質を測定し、その結果を記録するとともに、年に1回、市へ報告すること。</p>
P.74 第4-3(4)イ	<p>イ 水圧・水質異常、異物漏出、出水不良時の対応</p> <p>水圧異常、にごり水等の水質異常、異物漏出及び出水不良が発生した場合、速やかに現地採水・採取・調査等を行い、原因の特定や利用者・関係先への連絡等、事象解消までの間、迅速な対応を行うこと。</p> <p>なお、にごり水等の水質異常については運営権者による対応を基本とするが、<u>水質管理を市に委託している場合には</u>、必要に応じて、市の水質試験所へ検体を持ち込み、<u>水質検査</u>を依頼することができる。</p>	<p>イ 水圧・水質異常、異物漏出、出水不良時の対応</p> <p>水圧異常、にごり水等の水質異常、異物漏出及び出水不良が発生した場合、速やかに現地採水・採取・調査等を行い、原因の特定や利用者・関係先への連絡等、事象解消までの間、迅速な対応を行うこと。</p> <p>なお、にごり水等の水質異常は運営権者による対応とするが、水質検査については、必要に応じて、市の水質試験所へ検体を持ち込み、依頼することができる。ただし、水質検査に係る費用は運営権者の負担とする。</p>